

早期審査の申請様式

早期審査の申請は、「早期審査に関する事情説明書」の提出をもって行います。
以下に記載例を示しますので、作成の際の参考としてください。

詳細は「[早期審査・早期審理ガイドライン](#)」を参照してください。

記載例 1 - 中小企業の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成18年 8月 1日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】特願2005-987654

【提出者】

【識別番号】 000123456

【氏名又は名称】株式会社 製作所

【代表者】 特許 太郎

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人株式会社 製作所は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は230人、資本金は2億円であるから、早期審査・早期審理ガイドラインに定める中小企業である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

先行技術文献は以下のとおりである。

文献1：特開2001-987654号公報

文献2：携帯電話マガジン2005年10月号 10-15頁 携帯電話マガジン出版社

(2) 対比説明

文献1の第3ページ第5行から第15行、および文献2の第10ページから第15ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。

これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なります。これにより、非携帯時で周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。

記載例 2 - 実施関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成18年 8月 1日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】特願2006-987654

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 産業株式会社

【代表者】 特許 次郎

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された 制御装置を用いた を平成 年 月から製品名「 」として製造・販売している。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

文献1：特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車。」です。

これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

記載例3 - 外国関連出願の場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 平成18年 8月 1日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】特願2006-987654

【提出者】

【識別番号】 000654321

【氏名又は名称】 産業株式会社

【代理人】

【識別番号】 100000001

【氏名又は名称】 知財 次郎

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は である。また、米国特許庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はA である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

特許電子図書館を用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。

文献1：特開平05-000001号公報

文献2：特開2000-543210号公報

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

・・・(続きを記載します)・・・

a) 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないで下さい。

b) 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとして下さい。

c) 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内として下さい。

d) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載して下さい。また、半角文字並びに「【 』」「」及び「」は用いないで下さい(欄名の前後に「【 』」「」を用いるときを除く。)

e) 書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入して下さい。

f) とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステイプラー等を用いてとじて下さい。